

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号
株式会社 クロップス
代表取締役社長 前田 博史
(コード番号：9428) 名証セントレックス
問合せ先：取締役管理部門担当
小林 正明
(TEL 052-588-5640)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を平成21年6月12日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- I. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社取締役のモチベーションを向上させ、企業価値を増大させること、および連結経営意識の高揚、連結経営の推進強化を目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。
- II. 新株予約権の発行要領
 1. 新株予約権の割当の対象者
当社の取締役および従業員ならびに当社関係会社取締役
 2. 発行する新株予約権の総数
500個を上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。
ただし、下記4. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 3. 新株予約権と引換えに払込む金額
新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
 4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 50,000株を上限とする。
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、下記5. に定める行使価額の調整理由が生じた場合にも新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により新株予約権の行使により発行される株式の数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。

また、これらの端数処理については、その後に生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映した上で、調整後株式数を算出するものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当初行使価額計算期間内または新株予約権の割当日に下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当初の行使価額は下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で当社が適当と判断する値に決定される。

新株予約権の割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額又は処分額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当にかかる取締役会決議の日後2年を経過した日から5年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たる時はその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員、当社関係会社の取締役その他これに準ずる地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めない。
- ③ その他の条件については、本定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 取締役会への委任

上記に定めるもののほか、新株予約権に関する事項は、取締役会決議において定めるものとする。

III. 取締役の金銭以外の報酬等の内容

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、取締役に対する割当につきましては、取締役の報酬として上限総数 300 個を付与するものとする。

取締役への報酬等の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日において在任する取締役（6 名以内）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権 1 個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価および行使価額等を用いてブラックショールズモデルにより算定した公正な評価単価に基づくものといたします。

- (注) 上記内容については、平成 21 年 6 月 12 日開催予定の第 32 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以上